かんきょうだより

第２７号
平成15年12月3日
【役場　　生活環境係】
電話　２－３１３３

空き缶やたばこのポイ捨て禁止に

１２月１日から**『北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例』**が施行されました。

この条例が施行されたことで、住民の皆さん、事業をしている人、土地を管理している人、それに道や市町村がそれぞれ責任を持ち、一体となって空き缶等の散乱の防止に努めることになります。

条例では、空き缶などの投げ捨てを禁止しており、投げ捨てた人には罰則の適用があります。（罰則の適用は平成１６年４月１日から）

さらに、たばこを吸う人はいわゆる「歩きたばこ」や吸い殻入れが付近にない場合の喫煙はしないように努めなければなりません。

いつもきれいで快適な生活環境を守るため、お互いに協力しあいましょう。

※　この条例でいう「空き缶等」とは、空き缶のほか、空きビン、ペットボトル、紙・プラスチックなどの容器、包装袋、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、紙くずのことです。

お願い・・・

リサイクルごみの分別がきちんとされていないステーションが非常に多いです。缶・びん・ペットボトルは必ずすすぎ、ペットボトルはキャップとラベルをはずして下さい。紙のラベルであってもはがして下さい。ダンボールは袋の口をしばる、しばれない時はひもをかけて下さい。

再確認：①缶に缶詰類は該当しません。
②ペットボトルにはプラスチック容器（洗剤の容器・タッパー類）は該当しません。
③リサイクルマークを確認して下さい。